

- 〔問 7〕 労働基準法の年少者及び妊産婦等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
- A 満 18 歳に満たない年少者については、労働基準法第 32 条の 2 のいわゆる 1 か月単位の変形労働時間制を適用することはできないが、同法第 32 条の 3 のいわゆるフレックスタイム制を適用することはできる。
- B 満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの者について、労働基準法第 56 条による所轄労働基準監督署長の許可を受けて使用する場合の労働時間は、修学時間を通算して、1 週間について 40 時間以内、かつ、1 日について 7 時間以内でなければならない。
- C 満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまでの者について、労働基準法第 56 条による所轄労働基準監督署長の許可を受けて使用する場合には、午後 8 時から午前 5 時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合に地域又は期間を限って午後 9 時から午前 6 時までとする場合には午後 9 時から午前 6 時まで)の間は使用してはならない。
- D 妊娠中の女性を労働安全衛生法施行令第 1 条第 3 号のボイラーの取扱いの業務に就かせてはならないが、産後 1 年を経過しない女性がその業務に従事しない旨を使用者に申し出ていないときには同号のボイラーの取扱いの業務に就かせることができる。
- E 労働基準法第 68 条は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない旨規定しているが、その趣旨は、当該労働者が当該休暇の請求をすることによりその間の就労義務を免れ、その労務の不提供につき労働契約上債務不履行の責めを負うことのないことを定めたにとどまり、同条は当該休暇が有給であることまでをも保障したものではないとするのが最高裁判所の判例である。

第43回(平成23年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準															
本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。															
① 選択式試験は、総得点 23 点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、労働基準法及び労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、社会保険に関する一般常識、厚生年金保険法及び国民年金法は 2 点以上）である者															
② 択一式試験は、総得点 46 点以上かつ各科目 4 点以上である者															
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。															
(2) 配点															
① 選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計 40 点満点とする。															
② 択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目 10 点満点、合計 70 点満点とする。															

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑦	②	⑱	⑥	⑨	C	B	E	D	C	D	A	E	C	B